石城志

七

特1001
4

国立国会図書館　　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

石城志卷之七

土產片目錄

器用類

金之類

刀　錐　鍋

剃刀　鑄物　釜　農具品々

瓷器　棕　毛　土器　茶又物

木屬　髢　髢揚

鋼筋斗　行

獨樂　鞦　皮經品々　筆

團扇　斗合樽

帝國圖書館藏
帝國圖書館藏
帝國圖書館藏
帝國圖書館藏
帝國圖書館藏

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

組

生絹　唐織絹　唐織帯

金銀箔　紅絞蘇絞　博多銀

緋酒　朱　蛤形

寒具　酒　索麺

陽鶏卵　印索麺　牛蒡餅　胡餅

鰐頭　鶏餅　辻堂餅　行堂餅

醤油　パス　酢

蝋燭　鬢付

石城志卷之七

宮内省圖書寮

土産

津田元顧　校定

男　元貫　編録

凡此邑土産之品用樹木群花菓果

海産水禽海魚虫介之類玉藻しらは

かゝ〜ゝ小道一ハ志ゝ可能ハ志ゝ甚名

産と稱する事の分奉のゝ

宮内省圖書寮

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

器用類

刀

往古博多ハ西蓮ト云ル鍛冶ありあるいハ國の
長西ト云ル者のなる故ニ刀ハ化ノ上ハ銘ハ備
前國於義ハ西蓮法師國吉ト刻ム其ハ分
濃州ハ兼ハ尉ハ吉ト云ル貞ハ時ハ出ハ吉ト云
宗ハ末ハ之上品之銘ハ九ハ分刻ハ故ハ
世ハ人ハ又ハ吉ト稱ス是ハ兼ハ尉ハ上ハ分用ル
ハ人ハ吉ト云ル吉ト稱ス是ハ建武ハ時ハ者

ハ人ハ末ハ三宗ハ刀ハ銘ハ所ハ
吉ト刻ム後ハ五宗ハ入道宗ハ末ハ分
伊勢ハ兼ハ三宗ト刻シ又ハ一字ハ用ル西
蓮ハ末ハ刀ハ要ハ何ト云ル者ありハ又ハ刀
以代ハ銘ハ宇ハ要ハ何ト刻ム安吉ハ末ハ
初代ハ兼ハ紋ハ云ル用ハ云ル

一ハ吉ハ末ハ後ハ見記

一ハ文吉ハ末ハ國弘今福ハ兼ハ尉ハ末ハ
ハ吉弘ハ末ハ分

一

基々士居町ニ住ス　長政ノ
國ノ反福岡城新ノ今物ニ制度ヲ其ノ孫
今櫛屋郡無数ニあり〻宮藏作ト
す博多記

一　元ノ志賀今津中ニ故宮あり宮記曰天
年中博多兵火ニ焦リ此郡井原村ニ遷
き居リ鉄鎖ニの農具ニ制度ヲ故ニ今ニ
称ス名ク〻井原ノ人ト共ニ長多

小原住ス〻小〻刀鍛煉の伝ハ失ヒ農
具の類制度ヲ宮号ノ元鍛冶ヲ文ニ
のまゝ多ノ故ニ

一　金剛兵衛盛國ハ豊後ノ人ニ住リ始
山伏ノ〻ニ其ノ本国中鍛冶ノ故ニ
鍛冶ノ〻ノ世ノ文ニ元豊後ニまの
あり〻ヲ西蓮寺ノ女ヲ長ノ西蓮ニ
入聟ノ時ニ系図あり〻ヲ
〻ニ盛ニ〻稲ヲ其ノ長ニ教世ノ後ニ鍛冶

り多くふ此記に云ふ一説に金剛兵衛
の先祖に三庭之 横に三庭に太宰府有智山に住せり多
田満仲の射騎切勝丸と云ふ二ツの宝刀分
化して両人の三庭に成る分宝門山の平石方
奉る事に成る其一二代後の金剛兵衛冨るかゝ
平石方の子分奉る世に伝る山平石方
此事に成り一刀短刀作世に伝る
人の宝に成り伝る又人西さつくいかゝ紹次
此国に成り一説に今物に入西に西蔵の
文さる五さの文之文さる

一

ふ八幡今庫に住せり
博多記に云ふ
信国四三包 初めは四三
まる包と云ふ 信国に住せり二ツ保
の子也 薩軍に成る信国の紹次分に成る
ぬきれて刀分化して成る 此九州すい薩
子の国平肥前の志さの末に成る二ツ上
り一ツ上に成る 備さる信国
分に上せて成る 信の国殿に於て紹次に成る
若狭に成る 石動国の化乃国分の本

出一の人々仏ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ不動の彫物
を本ゝし出来儲きゝゝ本何頃と言上ゝゝ
この刻ゝ[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ三ツ胴
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

下役給形分下〻給ハ〻ハ宮の三宝〻わ〻（きゆ
敷りゐ小ゝり宝暦七丑九月巻一条ノ給形分給
り与礼成代迄ゐ〻〻めの〻

一　白色之社ハ二京信國之作風之記云信國ハ五條
方門小住ゝ三代続ゐ〻〻四代の信國故者〻ゐ
前字作ゐ下〻安口信（ジム）ハ京門ハ宮（キ）托（ク）ゐ〻〻ゐ門
ハ立於屋ゐ〻〻も名ゐの一ゐ分給り〻ゐ〻〻ゐ
ゐ〻ゐ字作信國乃元社ハ九代安口信〻ゐ

作〻物ゐ安口信ハ天正のゐ〻〻の年号の方ゐ
故ゐ〻ゐ〻ゐ〻ゐ絶ぬ為ゐ〻ゐ〻ゐ其内乃信國ゐ食
と流信の分〻ゐ〻〻〻〻　黒田長政ゐ年前
分給〻〻の〻ゐ〻ゐ信國分抜き〻ゐ兵ゐ年成化〻
〻の思顧成の〻ゐ〻ゐき　長政ゐ豊ゐ前ゐ流
前ゐ移ゐ〻〻〻の〻ゐ内信國ゐ食分め〻〻
ゐ〻ゐ〻ゐ〻ゐ養ゐ〻ゐ〻〻〻〻ゐ若敷分給り如要
長七年二月角ゐ〻ゐ月奉分給り屋

宅和家系図に屋敷に居住する貞男子三人あり
子孫今に至るまで三家に分れ繁昌する事
貞子三流嫡流なる事次に記す今の三家に至る事
次に次男おまき次に次三の傳説多故略す
事政嫡おまき伊予前守に別段受る故後
国の嫡流に成る事次又事政今の三家に至る
事貞子の三男吉四郎吉貞二子貞に至れり
一 国光子孫紀工也の一時多伊予に住する上

紀之相州の貞宗に仕る国光子孫石詳
一 三河傳多出世法名元長 仁明天皇和銅の
次乃紀伊之紀度の国三河郡に住する或書云
紀前傳多に住する今西に紀州博多住三河
出世あり度の出世に二男初の記乃者
一 金屋小路町東側に井上氏に分れ世に
大紀次屋と云出世 長政公豊前中津に
当国に移りの時連の子孫今の

訪ふ事なき分絡りなれども或は自大なる疾を
如水に　長政に長馬なる者見のあり殺害及
逸一一ニハ大至ル分下一絡又ハ格ニ
長用の紙工分命一の列桃形の鋏百剪分製
ニ殺ニ今ハ武蔵橋ハ云肥州名産屋
及ハ濃州関原陣ニ連ニ又ハ及の
成修補の時ニ三人ニ付ニ職分習ひ
ニ名ニ張田屋ニ三ニ長子孫ハ絡ハ農

鍋

農ハ分製ニ一ハ正弟ハ職分ヲ習ひ絡ハ
今ハ至ニ秀屋ハ表ハ四方謂ハ名ニ行ニ
稲屋郡名行村ハ命一ハ鉈次の製ニ
乃鍋鑿鉞等工匠の用ハ使ハ中ニ鍋の利
事鍛分ニ風ハ根傳ハ此絡次初ハ使前
見ニ名ニ来ニハ情字の絡次ニ成ニ長延
命分ハ事分ハ故ニ命絡次ニ云　傳風ニ云今ハ
ハ使前列宗の裔出ニ云考初ニ見有

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

より家行ふ者多く故ふそすり受ふ所ふ
ゝて其ゝ多ゝ居ゝい分ゝ者往古ふ制長ゝる事
猶ゝ年ゝ代ゝ代ゝ者ゝ一ゝ路町ゝ
住ゝ鍛ゝ制長今ゝ者ゝ代ゝ者ゝ者ゝ一
ゝ野州日光山の社ゝ造ゝ博多の
方ゝ住ゝ者ゝ鍛ゝ住ゝの方ゝ新ゝ者ゝ柳ゝ原
ゝ分見ゝ分ゝ者ゝ目ゝ新ゝ者ゝ者ゝ
彼方ゝ方ゝ鑿ゝ者ゝ新ゝ者ゝ出ゝ

博多の方ゝ刀鍛ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
者ゝ者ゝ者ゝ鍛ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
多ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
鋤鍬鎌類　右鍛冶の制長ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
藩國ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
刀鍛ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

刕刀　八幡屋善四郎製作者あり又鉄鉢鍋
其外品々の鉄器多分作り
鑄物師　昔より此國遠賀郡芒屋邊鑄
物師の家工あり元祖元弘より代々工
かゝりし筒柳の紋を鑄り　桂屋中村市庵
左近様に補せり本姓大江氏芒屋の
山庵に居住せり故山庵と補せり筒の釜抔乃
釜々茶人の珍重せり此釜を工所國天明年
中芒屋に及ひ京江戸の釜屋と芒屋
抔引申ごとく補工乃法を教せり後代左近様
に市場の長年中　長政公入國乃時より芒屋
に鑄工多し乃ち其所絶せり左様なれ
共姫路に居住す考に鑄り其中に太田乃家に
仕へ者ありて京江戸の鑄工に劣らず
國家に用ひし京江戸長行鑄國中に
改めて新芒屋に補せり又住吉の芒屋釜乃

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

紋ハ雲舟の図なる訳説書ニ出ル所の図ニ同ジ

又銅鈴鉄ハ分鑄ル法ニハ博多ハ多シ　吾兵部

分金屋町ニ居ル其人ハ町ハ住ス　續風土記

芸州屋敷ニ所ハ山二屋敷ニ京四条ハ上ル当ル長ス

一

ガリ左ハ上ル　モツトモ　最名人ハ東山殿寺院ノ内ニ風炉釜

ヲ鑄ル千利休ノ記ニ三ツ有ル又

堂ノ文ノ書ニ松原烏丸ニ堂ニ西ノ川端ハ大ク

ニ移ル釜ハ　出ニ京ノ内ニ京ニ京　食務千石

罪ハ二ツ釜ノ刑ハ二歳ニ成ル此所釜ハ

ハ鑄ル所ハ寺中ノ内ニ工ハ金ハ

ハ分ノ二ニ成ル故潤ハ　外ハ芦

屋釜ハ所ハ　ハ分鑄ル所ハ

其ハ絶ル　拙ハ太閤宗英ハ名ハ多

年月日十二人ノ内ニ芦屋ハ京ハ

住ス分ハ今ノ鑄工太閤ハ長ハ宗春

この次ハ分ハ人ハ門太閤ハ分金ハ

一今庫中にある所の鐘如所金屋町にて
出来町に三軒大工寺前町に三軒金屋宗四
郎あり京保中の金屋この所に居る
中間に大和金屋製作をする大工大
和金屋市郎兵衛
一同金屋町金屋所七左衛門 法名教仁
同名右衛門七左衛門 製作 七左衛門
保年中江戸鋳物師 正二年の時
吉の社の鐘 功ありて天枝持参候
今乃鐘 寄進つかまつり候 正年
大坂の橋中合戦 古社 祇園原一揆の時
多分金所 国居名人きりて 其一人
生祇園 妻小大坂 乃城中 女房
この秀頼 八歳 書せの人 豊臣大内神
の神号傳来 豊臣大内神

尾工 出雲所 尾町に住 故あり 天正六年

丁丑宗像社ノ大宮司氏貞再建セラレシ時
棟札ニ博多津中区場僧金剛ト云ヘルアリ
キハ古ヘスベテ出雲津ヨリ瓦ヲ作リ来レリ今
ノ瓦町ハ　長政公ノ入国ニ長崎ヨリ新ニ移
風ノ成行ニアラズ博多ノ瓦ハ素ヨリ近村
ニテ多ク村高ニツクル者ハ今ノ所ノ瓦ヲ
焼シメタルニ過ギズ下ニ名ヲ記シ下ニ瓦工
ノ名ヲ記シメタル此所初テ焼ヲ始ル瓦ハ直
ニ長政公ニ仕ヘ給リタル今ノ孫ノ高ハ持ち
ハ

瓷器（スキヤキモノ）　瓦町ハ陶工（スエモノシ）ノ居ル世ハ七ツ
ニ長工ハ先祖ハ博多ノ
ヒキ　風流ノ好ミ丁ル風流ノ臺
ヒキリン等ニテ座ヒキリン又ハ抽木鉢ヲ
す　等ニテ座ハ聖福寺ノ境内ニ住ル人ノ製
用ノ便利ノ為ニ工夫シテ初テ此ヒキリンヲ作
リ　江戸其外ハ国ヒトシク賞す

梯　往古ハ瓦ヲ梯ニテ名物ノ一ツヤ古ノ郭ハ

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

そもそも拾遺集　別名れいこんのうつはそう掃
さうこう産てくべき様なれども
角京掃は此国にて作るなり又絲のうつ
長門国船木にて唐多羅同所にて掃
此製作なり今は片山一町都て掃工住しうと
を作る長工之故に此町分掃引町と云　繪風土記
遠そうの中にこれ作そう掃

市ゝ数ゝ道具ゝ

一　近世掛町茅屋にて有之
甲州にて分　野馬場にて言帰掃市にて分製作なり又
水牛角にて作る品多分唐中に数多
あり今は掛町綱場町掃工長多一昔長工之作
有之作者人形花等の彩分繁
甲州にて作りそう今掃工数人有
髪場　唐中に数多製作之近世の事

婦人の髪に入るるものを海鰻の髭(クジラ)(ヒゲ)とす

木屑(ミシギクズ)　黄ばみ祇園山の人形牛馬分作多あり

下土居町に住す今の高六の高八人形の下駄

はかるものかしらはひすの木屑原の本

家絶る故彼の製ふかまり

綿打弓　唐町に製ふ故宮文のひ

中ゝ町綿屋に有る者の高ハ十綿

はかりめりしきものかしまる者多

のしとゝ其後諸国を綿打弓の尚詳す

作る故に博多に始て振ふ　主読於遺

秤　中島町に今秤屋一軒あり又外に

あり

鋼竹師斗(ハカリ)(スイノウ)　中島町にて紙製ふ高ある近年大

坂より来る住す

鞦　樋町綱場町に製ふ其外一切の皮細物多

筆　金屋小路町に筆屋あり

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

空鐘　辻堂町長谷寺の鐘

月の比りゑ度人ゑ[illegible]ひ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ

博多獨楽[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ

百三十日の夜に世に異なる事の訪れあるべしと市人
いひ立てすべて世に事空鐘鳴り響くもの
す其夜所々の家の門戸獨乐いづれも猿乐の謡ひ
化り板打て世に廣めこれ見訪ひて彼の
さとしを其板の敵討 敵討あるべきの見敵意
見獨乐宗匠の手の如下の手の如 相の見敵
者板に書の如行きべのひ金子青ざ
及び鐘鳴見猿かと頂戴すべき元録十四年
五月六日の夜かべいづれ其後数十年の間
あまた神社五畿七道所々に出あるべきれい彼の板額
所をとるべきのかべ文字大板に書いべき富
所をべかべべ近年京都にて再び一山路野
書に住所をべべ去年壬午の六月に七十余文に
べ少しのまべ樂この次原を出べ亦猿乐者所
べべ宝保十八年に十二月二十三日の夜
べべ今北野に住べべ

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4

ガラス使用

一　市宮町西屋主殿と云者あり　指出の世上
ゆゑ上方にて夫すると江戸に住居かり
森田新蔵殿に久松多三郎と云若衆の一枚
看板とかきて板に張り古記抜書今掲
市左衛門とこのゝ博多に曲物屋の上なり
しゝゝ此事先代の町に高平と云こと
うち此屋に郡御徳と者あり
團扇　須山町にて分限あるゝ土月の
そゝめ山の事伊勢屋に扇に板ゝ張
よゝゝ分賜
斗合樽　綿屋に入る樽屋町に斗合屋と云
分別衣と宮あり代の獄匠ハ云分限と
衣服類
組　市左衛門者の宮町に製て其始の市左衛
を張ゝ者屋なり　天文十一年に
角宮氏の書る宮松分長と云宮松成長

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

[illegible]此者紀の經乃宗[illegible]秀
吉ニ九州下向の時博多より[illegible]の名物分より
[illegible]此物を[illegible]下緒ハ天下泰平國土
安穏月日宗清[illegible]紀[illegible]ハ[illegible]秀吉斜ハ
[illegible]時服あるを分ニ[illegible]
給りし此仏者[illegible]秀[illegible]町分仏者屬
[illegible]初めす[illegible]綱場町ハ多ハ繪風土記
仏者[illegible]持[illegible]文書ニ云

一

[illegible]清宗松海[illegible]我ハもとあハ[illegible]合仏
者[illegible]屬[illegible]作[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハのセ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
二人ハ地下ニ手[illegible]大神[illegible]
[illegible]ハ[illegible]人[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

天文十二年二月九日　　仏者　[illegible]

日ニる　[illegible]

西面孫左衛門尉

大神宮

御左衛門尉

繕風土記云風呂氏の書るゝあるかたゝ西面の角
呂氏の宮匠かゝ一秀吉公鮮石仏の仏形
公護屋ゝ住の時吉公仏美ゝ
天下泰平の紀如ゝ祈願ゝ
時世云ゝ吉文云利ゝ鉄脇指一腦戌黄地桐
陰紋付帷子一ツ有ゝ本桐紋
付夏羽織一ツ紗織りぬ物ゝ二色
及ゝ記録云録四月ゝ亡月ゝ火ゝ焼
失ゝ吉文下ゝ二冊ゝ書一通
今ゝ保ゝ宮ゝ高ゝ伝ゝ長政公
乃指吉文ゝ人扶持物ゝ七人扶持
今ゝ減ゝ各四人扶持ゝ

一 欽明天皇二十三年大伴連狭手彦ゝ高麗ゝ
得宝物ゝ表ゝ此時員外ゝ官人ゝ連ゝ博

多年住し給ふの分豊臣氏すり都
博多にしのや
乙女ゴのくさぐさ
万葉
うむ時分に出でたるもの
陸奥の国にありし黒ひ分
何ものゝ陸奥にて
唐織紬　往古博多に唐船まゐりしの習ひ織
出でゝ長崎の節ハ博多にて織ユの分七十ばかり
織始めしゝ頃ハ敗れ博多ハ織故ハ
博多織ゝ云博多ハ織出でゝ京の切き今ハ
残りて玩ものゝ雪の下竹乃下ばかり数之
長政之ゆ掛田長三下ゝ居者唐織分紙ゝ
ゝ市長ゝ高ハ長ゝ織出ゝ前ハ
市長高ハ紙紬ゝ分の豊ゝ今ハ唐織
の織ゝ市長高ハ織出ゝ今織の唐
織ハ雪の下乃数ハ博多織茶ゝ

毎年十月國君より江戸へ二通ずつ
贈り物上下共之 續風土記

一 博多記帯十四記於屋敷に唐織紬小帯天寺の僧
唐度の時 彌三郎 於屋敷小彌 三郎とあり 居り住て唐
東織紬る織分偽交一帯物を今の博多
織と紬る織分雲の下と紬る之彌三織今
小都鄙と小最と織賞歌を作る 高小彌三
この唐織三郎とのより偽りると云 續風土記 掛河三郎三

あるハ也
考ガリ

一 唐織一説に云唐伽羅を以音訓相同語也
小伽羅國ハ三蘭の唐國之紀也紀ハ同
欽明の時宇すり作りしとあり彌
三郎の子ハ三郎小近き世のものいまいつまるハ
可ハ考ふ

唐織帯 大小同一居交あり唐織の紬帯也
小袋ハ冬ハきれ袋ハ諸國ハ所賞ハ 國君

より毎年三月十箇江戸へ献ずる
生絹（スヽシ） 市若より織出す其制衣景清一月 繍風記上
一 今按元慶の代に新王公卿より皆夏の行幸
に生の絹宗紗紬用ひ給ふ三条殿の
意見封の中に往古太宰の官府
者一時に博多に殖産の肆ありしに絹宗
紬とあるに出る肆乃三庭なるべし 又日
本紀曰應神天皇三十七年春二月高麗阿知使
主都加使主於是令織工女云云吳王於是
興工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女四十一年
春二月天皇崩是月阿知使主等合吳王
献呉時胷形大神乞工女等故以兄媛奉
於胷形大神是今在筑前國御使君之
祖也云云 異本に織工を作り作り
かくしたるは本州の織工なるは其知の人〳〵
なり 按此云は今乃度織
なり別なり

一　今度中ある所の織工十二人ゟ出来仕候
同断五匹ゟ同断五匹ゟ長崎糸屋長吉ゟ山崎
手三ヶ山詰十四軒川関長太郎三軒屋ゟ
糸屋源六博屋吉次郎糸屋庄吉太郎右衛門十二
此外ゟ絹博多織屋六郎右衛門十
五匹ゟ同伊勢ゟ同寺前町出来
新川端十文字屋番伊兵衛ゟ出来
紅絞　所々ゟ制長ゟ品ゟ好之又兵衛ゟ仕立
中ゟ長工多ゟ此故ゟ近国ゟ出来ゟ

博ゟ出来ゟ多ゟ

金石類

博多銀　一名中ゟ長銀ゟ云福岡西町堀屋
長重ゟ右ゟ出来ゟ博ゟ者ゟ居ゟ者ゟ此外
ゟ絶ゟ所持ゟ者ゟ多ゟ

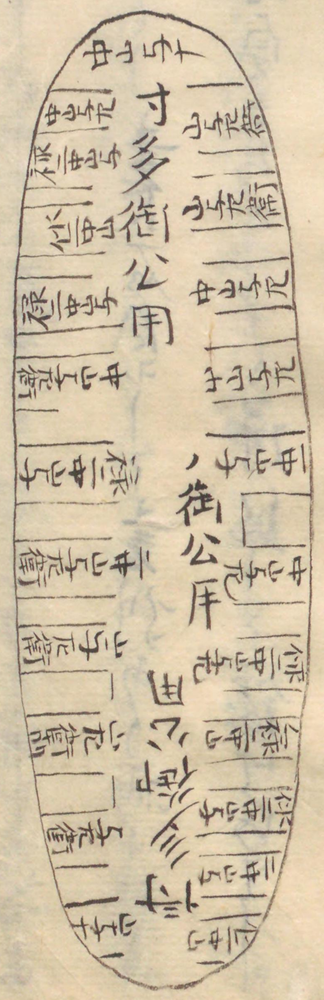

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4
ガラス使用

三まき式拾九匁壱さんの積りの寸法
ハこゝ〳〵表ハ石屋ゝ〳〵書別あり而ハ神屋
寿貞ゟこゝ〳〵帰路ゝ銀ゟ分ゝ
めゝ此銀ゝ出来るかゝ又延享ハ禄二ゝ
あるハ年号の文字かゝへゝ験なるかゝハ月の比
ゝゝ分明かゝゝハゝゝ寿貞の年譜ゟハゝ
寛ゆまハ立る禄二年かゝへゝきゆゝ中山ゟ五ゝ
銀ゟの名かゝへゝ又表の書別ハなりかゝの

一

神屋寿貞ハ博多の三屋之ハ五ゝ日本ゝ
金銅ゟ分る事ゟ多ゝの銅ゟ分る
へ原ゝゟ分ゝ寿貞ハ我国の
三ゝ宝ゟ国ゝ原ゝ事ゟ
寿貞ゟ分ゝ大内ハ入数十年の間ゟ
ゝゝ一部のゝゝゝゝ金銀ゟ
ゟハゝ及ハ錫ゟ銀ゟ面ゟ

帰船一艘国元へ金山分配ニ付ニ今ハ至ル
最初山人の時ハ又毒貝を食ヒ
又石見国其外ハかゝる山ハ毒貝ハ神ノ祟
祝ゝ之ハ今掘ハ金銅吹ハ本船の人今
ハ毒ハ無ハ之ハ宮ハ居ハ
ゝ又近年石見国かゝる山ハ毒ハ無
多ハ神屋毒貝ハ出ル人ハ毒ハ
因ハ出ル寺ハ毒ハ無ハ

再造ハ棟札ハ分ル筑前博多
住神屋毒貝建ハ
刈宮居の社ハ

信然ハ早許判ハ博多ハ神屋毒貝ハ入
大内ハ銀ハ出ル分ハ毒ハ
其時ハ石見国の山ハ鉛ハ毒ハ出ル
貝石見の銀山ハ至ル今銀吹出ル
この日本銀ハ毒ハ今博多ハ其ハ

あり

金銀箔　唐人の傳ふるものすべて寛文の比
中ごろまでは製ありしが其後今は絵屋書
云　或云絵屋二軒ありしが或人の話に持来りしを
八五郎利理の節用に故之又云絵屋の子孫は今も
肥前佐賀にあり

朱　昔博多の高満田ゆゑ高麗の中毒ありし
朱を焼て取り用ひ博多にて焼
焼て五度に成の朱ゆゑ此頃すり絵
まで博多にて焼て今は焼て出る日本の朱
は焼て博多より始まる彩色記

一　長政の時直二年の書に云
狩人道哲家いにしへ朱をまぶしたる
朱やきにこの人の親教てこれを
上て能く博多にて焼る道哲と
書の書に見えたり正人の父なり正
三面をもて江州の山中に隠れ

仕候ても拵ふ事ハ一百本も拵ふ一の合
上候て有之候なれ共ハ一の合主殿方
合ハ三度一の合ハ三度ハ
六月九日　長政

此書ハ慶長年間植木村の農長原孫右衛門
高木伊勢之助之ハ原庄右衛門ハ朱印
外諸国ハ於て朱印制度ハ博多
ハ長政ハ無之故ニ三ヶ所ハ合めて
ハ朱印制度ハ無之ハ代官ハ
満田助右衛門ハ詳ハ無之
る孫今西国ハ住ハ刈田ハ又
宗像記庄屋ハ本社庄屋の内朱六ハ合
博多津庄屋又ハ調ハ博多ハ
制度ハ朱印ハ

蛤形　博多ハ蛤殻集め焼て形ハ屋
屋敷ハ住ハ又ハ代官ハ用ハ長政ハ石灰

五代(用の)其價(ハ)廉之幾(ハ)乃ち一石斗分用ゆ

この如く(ハ)清風(ハ)記

一　長政(ハ)の京(ハ)臣(ハ)武(ハ)[illegible]者(ハ)鮮(ハ)

陣の時韓人(ハ)連れ来る(ハ)則(ハ)の高(ハ)分せ(ハ)白

所(ハ)焼(ハ)分(ハ)教(ハ)其(ハ)後福岡の地(ハ)分(ハ)[illegible]の分

時(ハ)其(ハ)[illegible]の[illegible]のよ(ハ)分(ハ)せ(ハ)ふ(ハ)[illegible]今

[illegible]朝(ハ)那(ハ)其(ハ)場(ハ)山(ハ)白所(ハ)分(ハ)焼(ハ)[illegible]

其(ハ)後(ハ)其(ハ)[illegible]武(ハ)村(ハ)[illegible]福(ハ)其(ハ)[illegible]

お(ハ)[illegible]今(ハ)の京(ハ)屋(ハ)[illegible]白所(ハ)分(ハ)

其(ハ)[illegible]博多(ハ)記

一　今(ハ)[illegible]其(ハ)[illegible]場(ハ)[illegible]　長政(ハ)[illegible]

り(ハ)[illegible]の城(ハ)[illegible]の時(ハ)白(ハ)分(ハ)焼(ハ)[illegible]

京(ハ)[illegible](ハ)[illegible]其(ハ)[illegible]公(ハ)[illegible]

武(ハ)分(ハ)村(ハ)[illegible]改(ハ)

於(ハ)[illegible]朝(ハ)[illegible]

[illegible]

長政判

井上九郎左衛門

毋屋多左衛門

無一書にて博多石たいやきに郡、
うへ立てに相ハ刻書出すこと
とあ度候ハ、たゝ可事
乃ち生ず、慥この儀ハ有ハ
必ず浮き

竹森太判

毋屋多左衛門

右の二通刻ミ立の白ふ仕まつる○牡蠣殻
焼ミ蠣殻ミ蠣殻

造醸類

練酒　其色練絹の如くなる故に練酒と稱す
其絞りて麻布にて絞練酒に稱ス用ル
實練酒ハ也　政酒に用ひ世すり磨（カテ）初めりんを

を牡丹花肖柏の三愛記に酒は九州の緒貫が
州の菊花天野の出蔚が求むと書り　肖柏が大和
にて
元禄十二年
より百八十年に及ぶ　肖柏の毋は此所に世を
終る
往昔むかしの一ときを久しき名度なるべし
ゆゑ博多に小田氏の立る所の宿を今
八幡宮の宿と云ふ　能中條行氏が立る所
なり上古は其儘なりしが大内氏入て
一ときは高麗の使も其宿に泊る例なり

一

此所世々代郡司なり代郡の居
宮此所なり宿を宿といふ其味なり
博多の産は繁昌　國産は毎年十月江戸
へ献ず　續風土記
むかし一ノ宮井小田霍田大内氏中條行氏柳屋
乃宮は續風土記に中條行氏中長谷
の宿なる所の畳　磯辺
のこと　東海道名所記に

此度給ふめるとて書前に於て見分仰せ
且将軍家 秀忠公 より乃書形に家宝にかけて
ゝ見せ申べく下に仰て今調屋敷山内に
多賀の宮に見分仕る其書云
練酒拵二十到来 遠路
入令所収異本 行本
多賀宮の一の宮
三月三日 見聞下

異世紀荷るゝ
其後毎年ゝ分女上あり江戸麻布の邸に
て製せしめる刑山を傍の宮より杜氏を人
三年文化ゝ分ほゝし
一 因法科ゝ毎年拾石を御父福岡侯多
因宮中より祷代ゝ銀弐百三拾匁年
元来ゝ又貞享二年藩侯市ゝ左金吾
の宮に歌壇ゝ練因を綴のあゝ

[illegible]屋屋上の有銀形[illegible]年三貫[illegible]拝領[illegible]

[illegible]

[illegible]

酒

博多の酒は礦[illegible]

都[illegible]

[illegible]地の人[illegible]大坂の[illegible]

礦[illegible]

[illegible]

一

元禄の[illegible]綿町の新町中[illegible]

[illegible]

[illegible]

小倉屋[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用

かきこれ名分あすく仕絹りるの内すく撰出す
八きと塩俗くおん弟子仕るの刻限自分筆ゆく書絹り
りる一弟分今言ゆ書るく仕る寸尺云むのすり
此記ふい片白絹の製ものを者く名用くる
事分のくしの此分ようくをくの用ゆ名分の事
者く世言絹ゆ賞既ようく中絹屋二代めく亡家
きいくすく中絹町弟屋又七くる者のよ代と
今ゆ世言くるゆ絶ようり右見野言乃眞跡の

掛軸ゆ云ゆ長女るのゆ絹まり
きくのくくくあくゆ住絹りる中絹のるゆ
のくく世くゆ用ゆくきくるのくくくる記乃志
き人き用ゆる京分る人ゆ名ようくこれゆれ名
分ゆ者よくあくくゆさくもくるりきく分
金ゆきゆくくるのくすくいゆ分ひのくく見分へ
くくくを名ゆ者つくのゆ絹りる中ゆ此数
名用ゆくいくいくいるゆゆくゆ記ゆ絹の

世ちかくなりぬるにや
しのゝめのあけぬれば
なをあれはひき出物へきなるゝ
かなれとも人を遠給とハ
ハ玉葉和哥集
松風のをとやへのそほ路の秋風
そよぐ笹原江ゝ名月
ハ風雅和哥集
心者とゝるよゝとの月雪原江の
まをのゝ笹原ゝ月ハ清ゝもあるの月

この哥ハ詞かいとゝ
ゝ
ゝ

ひとしむさくのいきのいくめるくおきよくひ
ゆかりくくを[illegible]くくゆるくのゆかり

たゝ中辨輝之

此度厚肆にてゝ工ゆかりくくゆかりくくゆかりくく

長政ニ入國の後又
如水ニ任セ給きの所
大夫ハ故ニ[illegible]長ニ[illegible]今ハ[illegible]
初ハ國ニ居ス
大夫ハ故ニ[illegible]諸家ハ
[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ハ[illegible]ス[illegible]長の
此ハ多家ハ屋ニ人故ニ[illegible]ニ[illegible]伊藤
國ハ往き家ハ[illegible]制ニ[illegible]伊藤[illegible]家ハ
[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]

一

宮ハ[illegible]ニ菊屋ハ聖福寺の唱会ハ[illegible]
の胡春ニ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
於ニ家ハの制ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ[illegible]制ニ[illegible]ニ[illegible]ハ菊ハ[illegible]ハ[illegible]
松ニ[illegible]ハの[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
菊屋ハ猪ニ[illegible]ハ長ニ[illegible]
無ニ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]今春ハ
[illegible]ハ菊屋ハ[illegible]

其ころ佐々左つの所本姓[illegible]改め[illegible]
之酒[illegible]之長又[illegible]田砂用の[illegible]
と云ふ[illegible]佐々左[illegible]久左[illegible]と云久左[illegible]三郎
佐々久左[illegible]長三[illegible]と云　之之の[illegible]
江戸城上の月角[illegible]ふかりし故[illegible]久左[illegible]
形[illegible]三人の[illegible]倍す製[illegible]今
[illegible]三[illegible]孫彌[illegible]佐々左[illegible]市五[illegible]
砂製[illegible]又　之之[illegible]麦稍の石印砂[illegible]

砂今[illegible]一[illegible]菊屋の[illegible]
前[illegible]一[illegible]田[illegible]之[illegible]菊屋[illegible]今の彌
[illegible]十代[illegible]
寒具（ヒクハシ）　昔[illegible]川端町[illegible]ヨウヒバスリの[illegible]
製[illegible]あり今[illegible]餅の[illegible]多[illegible]製
[illegible]賣[illegible]中[illegible]べ[illegible]味殊
[illegible]元禄の[illegible]中河町川[illegible]
和[illegible]胡麻餅砂製[illegible]長[illegible]

の茶碗抔きゝ上品の菓子に唐寒晒の製
法分れて今指工乃ち多彩一中河町松屋利兵
衛外数名ありこれ宝の製法の一に菓子蒸菓子の原
長崎の製法なり者ゝ国長ゝ賞
の〻宝暦三年七月初松屋利兵三人扶持を
給ふ同九年七月公命ありて新製の蒸菓
子分類かほよう花ゝ分甘ゝもの〻
卵素麺　牛蒡餅　油堆　此三品傳多く古来より

傳へて製す他邦にも長崎又代国にて
製ゝ八ゝ此の国の製に及ぶ国春
厨にて制ゝ長崎に其制長崎精　続風記

一
卵素麺使堆南蛮菓子なるよし　西川氏の長
崎夜話抄にカステラ。ボフル。花ボフル。アル
ヘルにて又同　往古蛮船入津ゝ時
りゝ〻又グミイト。モウリウ。ヒカド。テンプラの
類ゝ南蛮の唐人にて傳へ制ゝる訳歟よし

柳餅　博多ニ制ス　製法柳餅屋ノ条ニ詳ナリ

製法精一国産ニ賞セラレハイノ木乃葉ヲ

漬テ灰汁ニ浸シ米粉ニ制ス故ニ其色黄

ナリ其味脆寒ニシテ舶来ノ薄荷ニ類ス未

リ学ル者多シ一ニ宮ノ三ツ森人ノ

多ク之ヲ製ス此製法教ヘテ代国

ハ小ハ此ノミノアルヲ以テ二品物江戸金品

珍重ス多シ七三軒柳餅ト

ハ〻ト千ノ木ハ用ヒハイノ木ハ灰アリ

ト千

[illegible]又箱仲餅[illegible]中行町[illegible]製[illegible]味
[illegible]

辻[illegible]鑑もの[illegible]辻[illegible]町[illegible]製[illegible]其味代[illegible]
[illegible]

行當(ユキアタリ)麻(マ)薬(ヤク)　[illegible]保十七[illegible]年[illegible]信濃町[illegible]
者製[illegible]是[illegible]中[illegible]橋[illegible]入[illegible]
乃[illegible]故[illegible]又[illegible]中[illegible]
[illegible]

鍛冶　鶏餅　[illegible]製[illegible]多鍛[illegible]
代[illegible]製[illegible]勝[illegible]

パス　昔[illegible]代[illegible]
盛[illegible]
[illegible]

酢　唐中[illegible]製[illegible]中川[illegible]町[illegible]
[illegible]
[illegible]故[illegible]中販[illegible]彩

特1001
4

髩油　庫中訳にて製造す

蝋燭　庫中訳にて製造す

髩付　庫中訳にて製造す多く代国に販売者

小杉藤右衛門本すき婦女の髪に用ゆ

右の通に元禄の比上方すき櫛蝋の法分伝

ひ仕分にて製造す匂い髩付すき

仕出にて長崎にて製造す

石城志七終

富宗
藤田藏書

国立国会図書館　石城志 12巻 特1001-4
ガラス使用

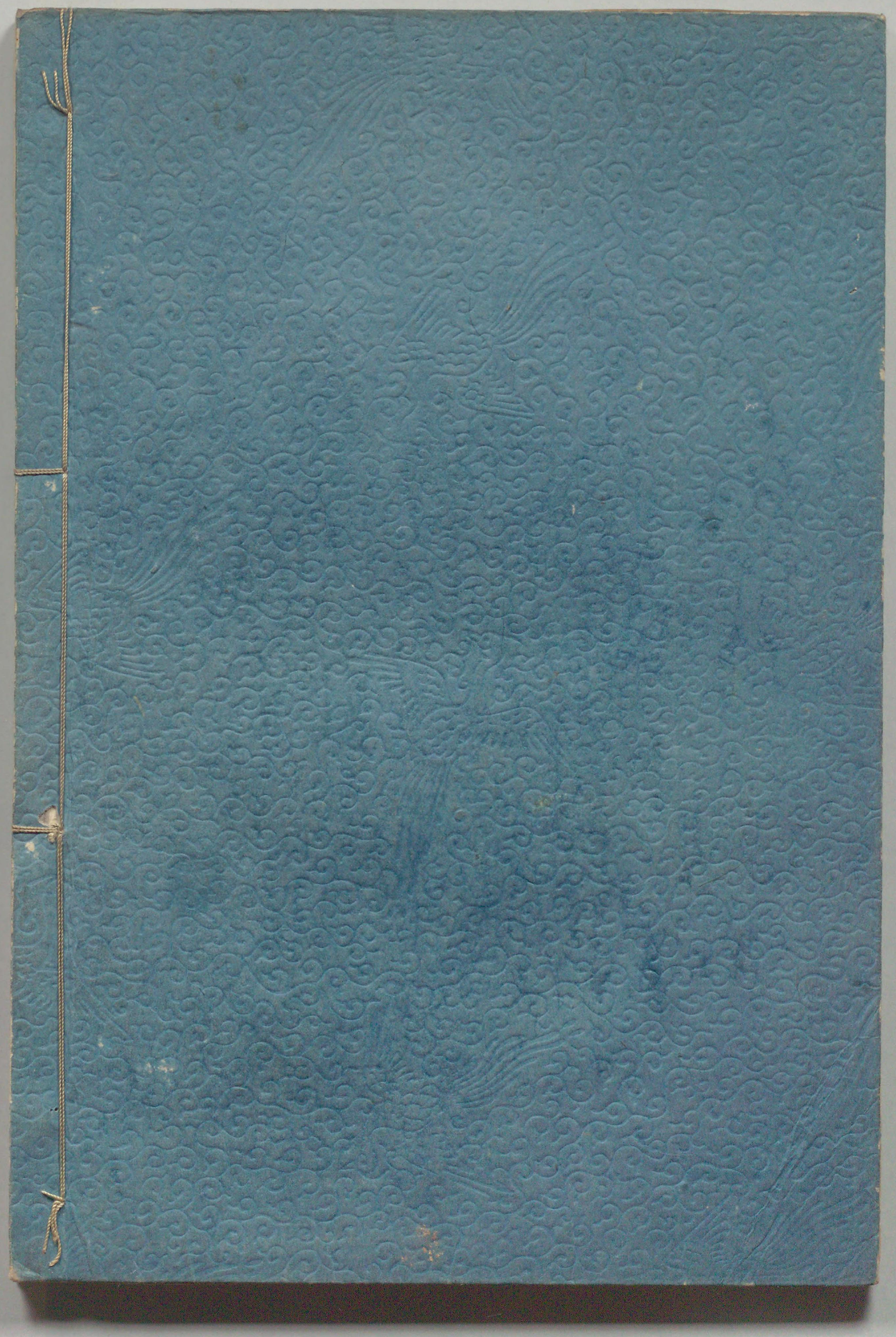

国立国会図書館　　石城志 12巻　特1001-4

ガラス使用